

令和6年度上郡町学童クラブの入会募集（案内）

上郡町教育委員会では、授業終了後の家庭において保育を受けられない小学生に対し、適切な保護及び育成を図ることを目的として、町内全3小学校区に学童クラブを開設しています。

つきましては、令和6年度の入会児童を募集しますので、希望される場合は、申請受付期間内に「学童クラブ入会申請書」「就労証明書」などを提出してください。

記

受付期間

令和5年11月1日（水）から11月27日（月）まで ※土日、祝日を除く

申し込み方法

入会を希望される方は、別紙「入会申請書」に必要事項を記入の上、以下の①～③のうち必要な書類を添付し、教育委員会教育推進課または各学童クラブへ提出してください。

兄弟姉妹で2人以上申請する場合、就労証明書などは、保護者それぞれ1部で構いません。

また、こども園入園に係る就労証明書等の様式を教育委員会やこども園に提出する方は、その写しでも構いません。

①「就労証明書」

※保護者全員分の就労証明書 ※令和6年度分より様式が変更しています

※自営業の方は、収入状況が分かる書類（令和5年確定申告書の写しなど）を添付してください。

※65歳未満の祖父母が同居する場合は祖父母の分も必要です。

②「傷病・要介護申立書」、「介護・看護申立書」

※診断書や障害者手帳（写し）、要介護認定決定通知書（写し）などを添付してください。

③「学童クラブ保育料減免申請書」（保育料の減免を申請される方のみ）

申し込み書類設置場所

◆上郡町教育委員会教育推進課（土日・祝日除く）

◆上郡・山野里・高田学童クラブ（土日・祝日除く）

※上郡町ホームページからもダウンロードできます。



学童クラブの内容

支援員とともに宿題や遊び、運動などをしながら放課後の時間を過ごします。

対象児童

保護者（家族の方）が仕事や病気・けが等の事由で、授業終了後の家庭において保育を受けられない児童で、令和6年度に各小学校に就学する児童。

開 会 期 間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

開 会 時 間

- | | |
|--------------------|----------------|
| ◆授業のある日 | 授 業 終 了 後～午後6時 |
| ◆授業のない日（夏休みの期間中など） | 午前8時15分～午後6時 |
| ◆運動会/参観日(休日実施)の振替日 | 午前8時15分～午後6時 |

開 設 場 所

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| ◆上郡学童クラブ（つばき会館1F教室） | <上郡小就学児童対象> |
| ◆山野里学童クラブ（山野里小学校敷地内プレハブ施設及び小学校1F会議室） | <山野里小就学児童対象> |
| ◆高田学童クラブ（高田小学校 校舎1F教室） | <高田小就学児童対象> |

休 会 日

- ◆国民の祝日 ◆土曜日及び日曜日
 - ◆盆休み（8月14日から8月16日まで）
 - ◆年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ※教育委員会が特別の理由があると認めたときは臨時に休会・開会する場合があります。
※月1回程度土曜日に1日保育を実施します。

費 用 負 担

保育料	1人月額	6,000円
	(7月分 8,000円 8月分 12,000円)	
傷害保険料	1人年額	800円
間食代等雑費	1人月額	1,500円



児 童 の 属 す る 世 帯 の 区 分	減免基準
生活保護法による要保護世帯	免 除
就学援助を受けている世帯	半 額
その他特別の事由があると町長が認めたもの	半 額

※上記の対象世帯は保育料の減免を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。
※入会申し込み時に「学童クラブ保育料減免申請書」の提出が必要です。

費 用 の 納 入

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1)保育料 | 毎月15日（口座引落、15日が休日の場合翌営業日） |
| (2)間食代 | 毎月 5日（現金での徴収） |
| (3)傷害保険料 | 入会時 |

送 迎

児童の迎えについては、保護者の責任において行ってください。
※長期休業中など一日保育時は、送迎とも保護者の責任において行ってください。

問 い 合 わ せ 先

上郡町教育委員会教育推進課 TEL 0791-52-2912